

# 熊本県公報

第 1 1 6 9 9 号  
平成 20 年 5 月 28 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課)	1
○"……………( " )	1
○熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項……………(薬務衛生課)	2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の 指定廃止……………(障害者支援総室)	2
○道路区域の変更……………(道路保全課)	3
○"……………( " )	3
<b>公 告</b>	
○土地改良区連合の定款変更認可……………(農村計画・技術管理課)	4
○土地改良区の定款変更認可……………( " )	4
○"……………( " )	4
○土地改良事業の工事完了……………( " )	4
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課)	4
<b>正 誤</b>	
○平成 20 年 5 月 12 日付け熊本県公報第 11692 号中……………(高齢者支援総室)	6

## 告 示

### 熊本県告示第 520 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡山都町(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山都町(次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第 521 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の指定により告示する。

平成 20 年 5 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡山都町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、上益城郡山都町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山都町(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第522号

熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成20年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 熊本県遊泳用プール等指導要項の一部を改正する要項
- 熊本県遊泳用プール等指導要項（平成4年熊本県告示第580号）の一部を次のように改正する。
- 第2条中「設置するもの」の次に「及び特定人を訓練させる目的で設置するもの（スイミングクラブにおける水泳施設は除く。）」を加える。
- 第3条第3項中「及び維持管理基準」を「、維持管理基準及び安全基準」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 遊泳用プールの安全基準については、「プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）」（以下「安全基準」という。）によるものとする。
- 第5条第2項を次のように改める。
- 2 保健所長は、開設届出書の提出があった場合には、当該開設届出書に係る遊泳用プールについて、随時監視を行い、当該遊泳用プールが施設基準、維持管理基準及び水質基準に適合しないと認めるときは、改善を指示するものとする。
- なお、安全基準の取扱いについて、施設者から要請があった場合は、助言等の協力を行うこととする。
- 附則第3項中「別表の2の(2)の力の(ア)」を「別表の2の(2)の力の(イ)」に改める。
- 附則（平成14年7月3日告示第527号）第1項中「別表の2の(2)の力の(イ)」を「別表の2の(2)の力の(イ)」に、「別表の3の(4)の力」を「別表の3の(4)のオ」に改める。
- 別表の1の(1)の力中「大腸菌群」を「大腸菌」に、(2)のア中「(平成4年厚生省令第69号)」を「(平成15年厚生労働省令第101号)」に、(2)のイ中「DPD法」を「ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）」に、(2)のウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。
- 別表の2の(2)中イ、エ及びクを削除し、ウをイに、オをウに、力をエに、キをオに、ケを力に改める。
- 別表の2の(3)カ中「プールサイドの安全措置」を「プールサイドの措置」に、キ中「炭酸ガス」を「二酸化炭素」に改め、ケ、サ、シ及びスを削除し、コをケとする。
- 別表の3の(3)のエ及びオの(ウ)中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。
- 別表の3の(4)のオ中「遊泳用プール」の前に「他の薬剤と混和しないよう、」を加え、コ中「120cm」を「150cm」に、「炭酸ガス」を「二酸化炭素」に改め、スを次のように改める。
- ス 気泡浴槽、採暖槽等に設備その他のエアロゾルを発生しやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。
- その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。
- レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。
- 同表中エを削除し、オをエとし、力をオとし、キを力とし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとする。
- 別表の3の(5)中ア、ク及びケを削除し、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、力をオとし、キを力とする。
- 別表の3の(6)ア中「プール日誌」を「プール管理日誌」に、「事故の状況等を記録すること。」を「事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。」に改め、エを削除する。
- 別記第5号様式中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。
- 附 則
- この要項は、告示の日から施行する。ただし、プールの水の容量が、100立方メートル未満のプールについては、第3条第1項（水質基準を遵守しなければならない規定を除く。）及び第4条の規定は、当分の間、適用しない。

### 熊本県告示第523号

障害者自立支援法施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第63条の規定

により次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から廃止の届出があった。

平成20年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	廃止年月日
熊本こころの診療所 熊本市保田窪本町 12-16	医療法人 樹木 熊本市保田窪本町 12-16	平成20年2月29日
清風きらら薬局 球磨郡錦町一武 1950-1	株式会社 ユネット 球磨郡多良木町多良木 4249	平成20年4月1日
訪問看護ステーションくすのき 熊本市龍田五丁目 1-41	医療法人 芳和会 熊本市神水一丁目 14-41	平成20年3月31日

#### 熊本県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年5月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡大津町大字室字北出口 1400番6地先から 同所 1405番4地先まで	前	16.3 ～ 22.8	102.0	24条工事
			後	17.0 ～ 22.8	102.0	
一般県道	松橋停車場 線	宇城市松橋町大字久具字猫迫 688番1地先から 同所 801番1地先まで	前	11.3 ～ 42.2	281.8	交安統合
			後	13.9 ～ 66.5	281.8	

#### 2 区域を変更する期日 平成20年5月28日

#### 熊本県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年5月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村一勝地甲字年ノ 神 448番7地先から 同所 449番12地先まで	前	17.0 ～ 19.0	61.0	廃道処分
			後	6.2 ～ 6.5	61.0	

## 2 区域を変更する期日 平成 20 年 5 月 28 日

## 公 告

## 熊本県公告第 388 号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川下流土地改良区連合理事長浜田洋から平成 20 年 4 月 18 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 5 月 19 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第 389 号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区理事長浜田洋から平成 20 年 4 月 23 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 5 月 19 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第 390 号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事長坂田孝志から平成 20 年 4 月 17 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 5 月 19 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第 391 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 20 年 5 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	苓北二期（小屋ノ元排水路工区）（苓北町）	平成 15 年 7 月 16 日	平成 20 年 4 月 30 日	熊本県
農業用排水施設	苓北二期（白木尾地区排水路 5 号工区）（苓北町）	平成 15 年 3 月 6 日	平成 20 年 4 月 30 日	熊本県
農業用排水施設	苓北二期（白木尾地区排水路 6 号工区）（苓北町）	平成 15 年 3 月 6 日	平成 20 年 4 月 30 日	熊本県
農業用排水施設	苓北二期（志岐地区排水路 7 号工区）（苓北町）	平成 15 年 7 月 16 日	平成 20 年 4 月 30 日	熊本県

## 熊本県公告第 392 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新世界会館（熊本パルコ）

熊本市手取本町 5 番 1 号

## 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
タワーレコード株式会社 代表取締役社長 伏谷 博之	代表取締役社長 高木 哲実

有限会社清田時計店 代表取締役社長 清田 祐一 熊本市上通町1番25号	代表取締役社長 清田ひろみ 熊本市上通町7番3号
株式会社エイネット 東京都江東区新大橋一丁目1番11号	東京都港区南青山五丁目3番10号
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 愛知県愛知郡長久手大字長湫字上鴨田一丁目2番1号	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12番1号
株式会社アバハウス・インターナショナル 東京都渋谷区猿楽町3番7号	東京都目黒区青葉台一丁目17番6号
大賀株式会社 大阪市中央区谷町一丁目3番3号	大阪市中央区大手前一丁目7番31号
株式会社アリシア 東京都渋谷区神宮前四丁目8番1号	東京都渋谷区神宮前四丁目6番9号
株式会社ベイブルック 熊本市上林町1番11号	熊本市上林町1番2号
株式会社スピックインターナショナル 代表取締役社長 岡山登美男	代表取締役社長 小野 裕孝
株式会社エム・ドゥ 大阪府大阪市中央区船越町一丁目2番6号	大阪府大阪市中央区備後町二丁目4番10号
イトキン株式会社 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目4番25号	大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号
株式会社セクションツウ 代表取締役 天野 洋一 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目26番1号	(退店)
ボンフカヤ株式会社 取締役社長 船木 睦雄 福岡県福岡市中央区小笹三丁目11番1号	(退店)
有限会社アユラ 代表取締役 上野倫英子 熊本市上通町2番7号	(退店)
株式会社ファッション須賀 代表取締役 須賀 次雄 東京都渋谷区渋谷三丁目5番5号	(退店)
株式会社ヤマダヤ 代表取締役社長 山田 道朗 愛知県名古屋市西区城西一丁目3番5号	(退店)
株式会社オゾンコミュニティ 代表取締役 齋藤 信夫 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目51番6号	(退店)
株式会社ソノヤ 代表取締役社長 山下 利明 大分県中津市新博多町1723番1号	(退店)
株式会社ブルーグラス 代表取締役 木村 保 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	(退店)
株式会社マリークワントコスメチックスジャパン 代表取締役 中山 正子 東京都渋谷区渋谷一丁目7番6号	(退店)

株式会社シティーヒル 代表取締役 中田 勉 大阪府大阪市中央区南船場四丁目 2 番 4 号	(退店)
ブルーブルーエジバン株式会社 代表取締役 神山 邦雄 東京都渋谷区神山町 11 番 9 号	(退店)
有限会社 T・REX 高島 良道 佐賀県佐賀市唐人一丁目 2 番 12 号	(退店)
チョーギン株式会社 代表取締役社長 小林 一雄 東京都中央区日本橋堀留町一丁目 3 番 19 号	(退店)
株式会社糸久 代表取締役 森尾 久男 熊本市横紺屋町 14 番地	(退店)
ワークデザイン株式会社 代表取締役 木村 治 福岡県福岡市中央区大名一丁目 2 番 44 号	(退店)
(新規出店)	ダイアナ株式会社 代表取締役会長 谷口 秀夫 東京都中央区銀座六丁目 9 番 6 号
(新規出店)	株式会社ナノ・ユニバース 代表取締役 藤田 浩之 東京都渋谷区神南一丁目 19 番 14 号
(新規出店)	株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 代表取締役 寺田 和正 東京都新宿区富久町 13 番 15 号
(新規出店)	有限会社 NEON 代表取締役 田中 裕子 熊本市安政町 5 番 7 号

- 3 変更の年月日  
平成 20 年 4 月 30 日
- 4 変更する理由  
小売店舗の業者の変更及び追加のため
- 5 届出年月日  
平成 20 年 5 月 15 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 20 年 5 月 28 日から平成 20 年 9 月 28 日まで

正 誤

平成 20 年 5 月 12 日付け熊本県公報第 11692 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	4	短期入所生活介護	訪問介護
	13	介護予防短期入所生活介護	介護予防訪問介護